

# 仙台市立長命ケ丘小学校いじめ防止基本方針

## 1 目 的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。また、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

仙台市立長命ケ丘小学校(以下「本校」という)においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、すべての児童に起こり得るものという全教職員認識のもと、児童の心を理解し、児童の居場所をつくり、見守る等の基本姿勢を貫きながら、いじめ根絶のため、真の意味での仲間集団をつくり、「いじめをしない、させない、ゆるさない」という開発的・予防的な関わりを実践し、いじめ防止に努めてきた。

そして、この度、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という)の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という)を踏まえて、いじめ防止などのための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立長命ケ丘小学校いじめ防止対策基本方針」をここに定める。

## 2 基本的考え方

### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめ防止等の対策に教職員全員が一致し、全力で取り組んでいく。

#### いじめの防止等に関する基本理念(法第3条より)

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (2) いじめの定義

本校においては、法第2条に規定されている定義を踏まえ、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識を持って、対応にあたる。

#### いじめの定義(法第2条より)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) いじめの防止等に関する基本的な姿勢

本校では、市基本方針に基づきながら、特に以下のことに留意して、いじめ防止等のため、予防的な視点を重視した指導体制を確立し、学校職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

## ①いじめ防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、「いじめは絶対に許されない」という児童の思いや行動と、それを支援する教職員の資質である。

そこで本校では、児童一人一人が、「命の大切さ」を学び、「他を思いやる心」と「自尊感情」が持てるように、教育活動全体を通して、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、主体的に参加・活躍できるよう、計画的な指導を行う。特に1日の教育活動の大半を占める教科学習において、日頃から分かる授業を展開し、児童一人一人が「自己有用感」を持つことができるように支援する。さらに「道徳」「総合的な学習の時間」を中心に、いじめを“しない、させない ゆるさない”という心の育成を進め、いじめ根絶のための真の意味での仲間集団づくりの支援を行う。

また、全教職員がいじめについての理解(定義、構造、態様等)を深め、最近のいじめの特徴や事例等の研修を深め、共通理解を図るとともに、基本的な教育相談の技術を身につける。

## ②いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。

そこで、「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が早期発見のために日常生活の観察を丁寧に行い、いじめの兆候や児童からのサインを見逃さないようにする。

また、日頃から児童や保護者が相談しやすい体制を作るとともに、アンケート調査や面談等を計画的に実施する。

さらに、いじめ発見のための情報の集約や、組織的な把握のための校内体制づくりを進める。

## ③いじめへの対処

いじめは、いつ、いかなる時でも、緊急かつ重大な事案であり、迅速かつ丁寧な対応が求められる。

したがって、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応することなく、学校としての組織的対応を行う。

いじめを受けた児童、いじめた児童、双方への対応は、個別、丁寧な指導を行う。

また、家庭との信頼関係を損なわないよう、双方の保護者にも十分説明し、適切な連携を図る。

さらに、継続的に見守り、必要に応じて対応・指導を行い、進級などによる引継も適切に行う。

## ④家庭や地域との連携

真の意味でいじめをなくしていくためには、家庭や地域との取組が必要である。

したがって、緊密な連携が不可欠であるという共通理解のもと、いじめ問題の解決に向けての施策の充実に努めるとともに、学校だよりや学年・学級だより等によって、いじめ問題への啓発を進める。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童の「生命を大切にする心」、「他者への思いやり」、「協力する態度」を育むうえからも、地域との共催事業等の実施にも取り組むなど、組織的に連携・協働する体制を構築する。

## ⑤関係機関との連携

いじめ防止や早期発見のみならず、いじめを受けた児童を守るという点からも、地域の関係施設や関係諸機関、外部専門家等との連携が必要である。

そのため、本校では、長命ヶ丘交番、長命ヶ丘児童センター等との連携を図るとともに、児童の健全な育成にあたるために、仙台市の各関係機関とも連携して、協力・連絡体制の強化を進める。

### 3 いじめの防止等の対策の内容

#### (1) いじめの防止等の対策のための校内組織と指導体制

本校では、いじめが起こりにくい、予防的な視点を大切に、学校全体としての指導体制を確立し、児童理解やいじめに至る心理の理解を深め、いじめを未然に防止するとともに、いじめ問題が発生したり、その兆しを感じられたり場合は、速やかに対応するために、以下の委員会を設置するものとする。

##### ① いじめ防止対策委員会

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「長命ヶ丘小学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校対策委員会」という）を設置する。

委員は、毎年度、校長が実情に応じて任命する。

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

#### 「長命ヶ丘小学校いじめ防止等対策委員会」構成メンバー

##### ○通常

校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主任，いじめ防止対策担当，不登校対策担当，養護教諭，教育相談担当，特別支援教育コーディネーター，  
(スクール・カウンセラー，さわやか相談員)

##### ○問題発生時

加えて，当該児童学級担任，当該学年主任

※必要に応じて学校管理校医や外部の専門的な知識を有する方(児童相談所職員等)

本対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

ア 学校基本方針に基づく実施計画，マニュアル，チェックリスト等の作成又は承認

イ いじめ防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認，実施結果の点検・評価

ウ いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認

エ いじめの事案が発生した場合の対処(事実関係調査，対応や指導等の方針決定等)

オ その他いじめ防止などに関する重要事項

定例委員会は年3回とし、さらに、いじめ発生時ならびに発生兆しが見られた時、担任、保護者等から要請があった時など、状況に応じて随時開催する。

いじめ防止やいじめの対処法、いじめのない学級づくり、教育相談、児童への接し方等の研修等の時間確保や研修時期・内容等については随時計画していく。

また、各学年・学級の様子の情報交換、研修・伝講等は、職員会議の「生徒指導から」の時間枠でできる限り確保する。

#### いじめ防止対策委員会年間計画

月	委員会開催	活動内容
4・5 6	第1回対策委員会 本校いじめ実態把握調査と対応	いじめ防止対策の確認、本校独自の実態把握調査の実施時期の計画や形式の確認と対応
1 1 1 2	市いじめ実態把握調査 第2回対策委員会	各学級ごと(児童への聞き取りと指導)、実態の確認と共通理解、いじめ調査委員会の開催の有無
2・3	第3回対策委員会	年度の振り返りと来年度の計画の話合い
通年 (随時)	臨時対策委員会	発生したいじめに対しての適切な対処、及び再発防止対策

## ②いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、仙台市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、下記に定めるとおり「長命ヶ丘小学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、公平性・中立性の確保に努めた構成により委員を任命し、「長命ヶ丘小学校いじめ調査委員会」を設置して、迅速に調査を行う。

### 「長命ヶ丘小学校いじめ調査委員会」構成メンバー

「長命ヶ丘小学校いじめ防止等対策委員会」構成メンバー、  
学校管理校医、学校評議員、学校関係者評価委員  
外部の専門的知識を有する方（児童相談所職員等）、民生委員、主任児童委員等

## （２）いじめの防止等に関する具体的な取組

### ①日常のいじめ防止

- 日常の学習活動や教育活動の中で、児童同士の関わりを大切にした学級や学年、学校づくりを通して、様々な人間関係の中から「命の尊厳」を学び、「他を思いやる心と態度」「自尊感情」を意図的・計画的に養い、育てる。
- 日頃からすべての児童が参加し、活躍できる、「わかる授業」を展開し、「わかるまであきらめない心」「まちがっても正しく修正する態度」「やればできるという自信」等を児童一人一人が持ち、互いを認め合える人間関係を自ら作り出せるように、授業改善・実践を行う。具体的には、次の「生徒指導の三機能」に留意する。
  - （ア）児童の「自己決定」の場を与える。

児童が自ら考え、行動できるようにするとともに、他者の主体性を大切にしながら自己表現させる。
  - （イ）児童に「自己存在感」をもたせる。

児童一人一人をかけがえのない個性ある存在ととらえ、個々のよさの発見と伸長により、学ぶ楽しさや成就感を味わわせる。
  - （ウ）児童同士、児童と教師が「共感的な人間関係」を育む。

相互に人間的に触れ合い、互いに認め合うことを通して、一人一人の考え方や認識の仕方、行動がよりよく変容していけるようにする。また、「共に努力する」という関係を基盤として、諸活動に取り組みさせる。
- 児童一人一人が学校生活の中で、規律正しい態度（例えば、定時着席、姿勢、発表の仕方や聞き方、言葉遣い等）を当たり前に行えるよう、指導する。
- 児童との触れ合いの機会を多くもち、日常の観察のもとに児童の心理面、身体面の変化を的確につかみながら指導にあたる。
- 生徒指導部と研修部が共同して、児童同士の関わりを大切にした授業研究に取り組む。校内研修では、互いに関わり合いながら、全校で分かる授業作りを目指す。
- 生徒指導部と特別活動部が共同して、児童同士の関わりを大切にした児童会活動に取り組む。児童会では、毎月の「あいさつ運動」や11月の「いじめゼロキャンペーン」の期間中の自主的な取組等を促し、支援する。
- いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめ防止等に関わる学校の取組等を学校だよりや学年・学級だよりなどで保護者や地域の方々へ広報する。
- いじめ防止等の対策への教職員の資質の向上を図るため、仙台市教育委員会や教育研修センター等の会議や研修会に積極的に参加するとともに、本校対策委員会の主催による校内研修を行う。

## ②いじめの早期発見と相談体制

- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 全学年各学級で、最低1回は、児童一人一人と面談できるように計画・実行し、児童の心や生活全般を把握することで、いじめの早期発見をする。
- いじめの相談は、全教員により対応するものとするが、相談体制としては、以下を基本とする。

**児童からの相談** → 担任、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員  
**保護者、地域住民からの相談** → 教頭、教育相談担当教諭、生徒指導担当、担任

ただし、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童、保護者に周知を図る。

- いじめを含む学校生活上の心配や課題、問題等を把握するために、夏休みの個別面談時や学年・学級懇談、その他個別面談時等で意図的に話題を出し、情報を得るようにする。
- 毎年6月頃に本校独自のいじめの実態把握のためのアンケート調査を行い、早期発見に繋げる。
- 教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- いじめの情報の把握をした場合の「情報の集約化」「いじめの発見・把握のための注意事項」等、いじめの把握・管理に係わる校内体制の整備を行う。

## ③いじめへの対処

- 事実確認の調査→その後の対応→改善指導等、本校としてのいじめへの対処法については、本仙台市教育委員会が作成した「いじめ防止ハンドブック」等を基に行う。
- 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、全校で共通理解を図り、個々の事案の内容を踏まえて、本校対策委員会を中心に、みんなで支え合いながら、速やかに、適切かつ組織的にする。
- 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
  - (ア) いじめられた児童に対して
    - ⇒必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら対応する。
  - (イ) いじめた児童に対して
    - ⇒いじめられた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間として決して行ってはいけない行為であることを自覚できるように指導を行う。
- いじめ問題の指導記録を記入し、フォルダ内に保存したり、ファイリングをしたりすることで、進級等の際、校内での情報の共有を図る。また、転校や進学にあたっては、個人情報にも十分留意しながら、適切な引き継ぎに努める。
- 必要に応じて、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

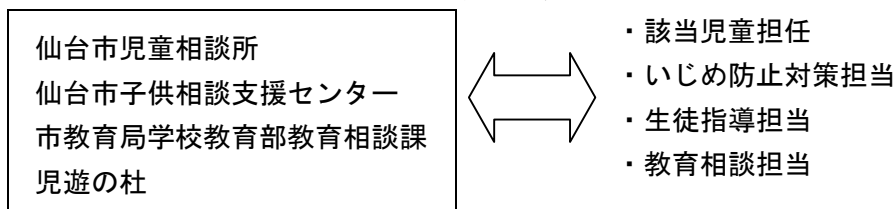
## ④地域や家庭との連携

- 仙台市の「いじめ実態把握調査」の結果を踏まえ、「いじめが今でも続いている」と回答した児童への速やかな対応をする。その後、保護者へ連絡をして、児童への対応状況や学校でのその後の状況や取組状況などを知らせながら、家庭での児童の状況を聞き出す。そこから、保護者が、学校は関心を持って対処しているという安心感を持つことで、信頼関係を築けるようにする。
- 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校のホームページや学校だよりで、保護者や地域の方々へ周知する。

- 本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」を児童と共に企画し、主体的に地域へのボランティア活動に参加できるような内容を取り入れ実施する。また、中学生との共同プログラムや地域の方々と交流する内容を取り入れたものも企画・実施する。

### ⑤ 関係諸機関との連携

- いじめを含めた児童の非行や問題行動の未然防止、早期発見を図るために、地域における青少年健全育成事業などを、長命ヶ丘学区地域ぐるみ生活指導連絡協議会をはじめ、地域団体、地域の関係機関との協働により取り組む。
- 本校各担当が仙台市の以下の機関とも連携して、児童の健全な育成にあたりたい。



## (3) 重大事態への対処

### ① 重大事態とは

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、以下の場合として、規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には、

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 児童生徒が自殺を企図した場合  | <input type="checkbox"/> 身体に重大な傷害を負った場合 |
| <input type="checkbox"/> 金品等に重大な被害を被った場合 | <input type="checkbox"/> 精神性の疾患を発症した場合  |

などである。

### ② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに仙台市教育委員会に報告する。

市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、迅速に取り組む。

また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、調査に協力する。

### ③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

## 4 その他の重要事項

本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づく毎年度の取組実施結果をまとめ、点検、評価を行い、学校評議員、学校関係者評価委員からの意見を踏まえて、必要な見直しを行う。

その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を求め、十分に検討したうえで、その結果について公表する。